平成２９年（フ）第８０６号
東京都立川市曙町３丁目17番30号アートアベニュー立川１棟214号
破産者　長谷川　茂
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１１２号
東京都小金井市前原町３丁目15番４号ル・シュクル202
破産者　根井　大介
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１６２号
東京都町田市相原町１番地９メゾンドフローレス橋本105
破産者　籔下　　徹
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２５６号
東京都東大和市清水６丁目1164番地の49
破産者　髙橋　國雄
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５１号
静岡県沼津市下香貫島郷2964番地の６
破産者　有限会社磯鉄筋
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
三重県四日市市大字茂福231番地１　市営住宅２―63
破産者　淺田　武臣
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
三重県いなべ市大安町石榑東1368番地６
破産者　齊藤　健治
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
三重県四日市市新正３丁目12番８号
破産者　有限会社ＧＦＳ
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
三重県四日市市大谷台１丁目50番地
破産者　廣　　伸人
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
三重県四日市市笹川９丁目７番地１　公団29―206
破産者　花田　浩一
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
大津市北比良970番地の103、前住所京都府八幡市川口西扇16番地17
破産者　ｐｅｔｉｔ．ＨＩＹＯＲＩこと　森田　耕一
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３３１号
静岡県沼津市西間門59番地　レオパレス間門207号室、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩940番地の１
破産者　増子志津雄
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１２号
埼玉県川口市上青木５丁目20番18号ステージ上青木201号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市西川口２丁目２番15―205号　ヴェルステージ西川口Ⅱ
破産者　齊藤壮一郎
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１７号
さいたま市緑区大字中尾105番地12　グリーンハイツ101
破産者　渡邉　　守
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９１号
埼玉県鴻巣市松原１丁目12番20号
破産者　内山　和代
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４５号
さいたま市浦和区瀬ケ崎５丁目28番７号　プレステージ北浦和406号坂本方、旧住所さいたま市南区南浦和２丁目39番12号　アーバン愛輿502号
破産者　丹松　　稔
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８７号
さいたま市見沼区大字中川924番地65
破産者　寺下　幸子
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８６号
静岡県田方郡函南町畑毛13番地の５
破産者　木内　唯男
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６４号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番17―405号
破産者　櫻田惠美子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部